



令和3年4月1日開園

沼津市立戸田こども園について

沼津市市民福祉部 子育て支援課
所在地：沼津市御幸町16-1
電話：055-934-4842
E-mail：kosodate@city.numazu.lg.jp

令和3年2月5日発行

日頃から、本市の子育て支援施策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月29日に予定していましたが「認定こども園化報告会」については、静岡県「新型コロナウイルス感染症感染拡大緊急警報」の発令等を鑑み、中止いたしましたことをご詫び申し上げます。

そこで、報告会にてお話する内容を文章にまとめさせていただきましたのでご報告いたします。

1. 認定こども園化に向けて

沼津市では、子育てしやすいまちの実現に向けて総合的な子育て施策を推進し、その環境整備に取り組んでいるところです。

戸田地区では、過日のお便りでもご報告いたしましたとおり、教育・保育が従来より合築園舎で行われてきたことやアンケート結果なども踏まえ、総合的に検討した結果、幼保連携型認定こども園へ移行するという結論に至り、本年4月1日から「沼津市立戸田こども園」としてスタートすることといたしました。

今後も、ご家族をはじめ、地域の皆さんや行政とが一体となってこの良好な自然環境のもとで「ひとりひとりが輝く」戸田の子ども達の健やかな成長を見守っていきましょう！

2. 認定こども園とは？

- (1) 保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能(3歳児以上は、就労の有無に関係なく利用することができます。)
- (2) すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談の場や、親子の集いの場の提供などを行う機能

戸田幼稚園・戸田保育所(へだっこセンター)については、すでにこれらの機能は備わっているところですが、認定こども園へ移行することにより、今まで以上に教育・保育の連携強化を図り、利用者及び利用をしたい方が更に身近に感じていただけるだけでなく、地域に寄り添い地域に愛される「戸田こども園」にしていきたいと考えています。

3. 入園・継続申請書の取扱いについて

入園の手続きは、幼稚園部(1号)と保育園部(2・3号)で異なります。

(1) 幼稚園部への入園申請

保護者が園に直接、申し込みを行うこととなりますので、申し込みの詳細については、園にご確認ください。

(2) 保育園部への入園申請

これまでどおり保護者が沼津市役所(子育て支援課)に申し込みを行い、市が利用調整の結果をもって、入園の可否を決定します。

申し込みの詳細については、子育て支援課にご確認ください。

なお、保育園部の入園は、毎月1日からとなります。各月(5~3月)の申込期限は入所を希望する月の前月15日(休日の場合は前開庁日)となります。

(3) 継続入所申請

在園児については、認定こども園化による新たな手続きは必要ありません。すでにご提出いただいている継続書類にて対応いたします。

※保育園部から幼稚園部への転部、幼稚園部から保育園部への転部には、それぞれ転部先の入園に係る申し込みが必要となります。

4. 保育料・給食費など保護者負担金について

保護者が負担する金額については、以下のとおりで予定しています。

なお、従来からの変更点につきましては、給食費の徴収に関することです。

	保育料	給食費		その他負担金 (絵本代など)
		主食費	副食費	
保育園部 (0~2歳)	負担あり 保育料には、給食費が含まれています			負担あり (従来どおり)
保育園部 (3~5歳)	負担なし	500円/月 ×12カ月 (※1)	5,500円/月× 12カ月 (※2)口座引落	
幼稚園部		4,000円/月×10カ月 <u>金融機関での納付書払</u> (※3)		

※1) 保育園部の主食費は、園にて現金で徴収し、年度末に残金が生じた場合に限り返金を行います。

※2) 副食費の中には、午後のおやつ代が含まれています。

※3) 4月・8月を除く10カ月

5. 延長保育・預かり保育について

延長保育・預かり保育については、以下のとおりで予定しています。

(1) 延長保育

保育園部の在園児（2・3号認定児）で、保育短時間認定（8時半から16時半まで）の方を対象に、保護者の就労状況等によりご希望に応じて保育時間を延長する事業です。延長保育希望者は、事前に申請書の提出が必要となりますが、緊急等やむを得ない場合には、事後の提出も可能とします。

(2) 預かり保育

幼稚園部の在園児（1号認定児）で、保護者の都合等により、教育時間（9時から15時まで）を超えて17時半まで保育する事業です。（長期休業時も預かり保育を実施予定。）利用する場合は、事前に園へ申請をしてください。

	対象者	利用時間	利用料
延長保育(※1)	保育園部で短時間保育児童	7:30～8:30 16:30～18:30	30分 100円
預かり保育(※2)	幼稚園部在園児	15:00～17:30	保育料 450円(1回) おやつ代 70円(1食) 長期休業中の昼食代 280円(1食)

※1) 延長保育は無償化の対象外

※2) ただし、「保育の必要性の認定」を受けた幼稚園部の児童の預かり保育は、無償化の対象（おやつ代、昼食代は無償化対象外）となります。「保育の必要性の認定」を受けるには申請が必要となりますので、園または子育て支援課にご連絡ください。

6. 園の運営方針等

別紙のとおりです。

----- キリトリ -----

ご質問・ご意見等ありましたら下欄に記入し「へだっこセンター」へ提出してください。



幼保連携型認定こども園「沼津市立戸田こども園」運営方針(案)

園の運営方針等について以下のとおりで考えています。

① 園目標

「ひとりひとりが輝く へだっこ」



② 重点目標

- ・たくさんの体験をして自ら気づく子
- ・あそびを工夫して楽しむ子
- ・自信をもって挑戦する子

③ 教育保育方針

- ・一人一人が安心感と信頼感をもって活動に取り組む。
- ・適性な養護という意味での生命の保持と安定した情緒が図れるようにする。
- ・「体験」を重視し、園児自らが身をもって行う活動を積み重ねる。
- ・幼児期の「あそび」は「学習」そのものだと捉え、指導の中心に「あそび」を位置づける。
- ・園児の特性や発達過程を把握した発達課題に対する取り組みを行う。

④ 教育保育時間

	曜日	時間
1号認定	月曜日～金曜日	9:00～15:00(年間39週以上)
2号・3号認定(標準時間)	月曜日～土曜日	7:30～18:30
2号・3号認定(短時間)	月曜日～土曜日	8:30～16:30

⑤ 休園日

幼稚園部(1号認定)…土曜日・日曜日・国民の祝日/春休み・夏休み・冬休み

保育園部(2号・3号認定)…日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

⑥ 園バス利用

- ・バスの利用は、1号認定と2号認定で希望する幼児が利用できますが、運行日は、1号認定の利用日のみとなります。
- ・バスを利用するにあたって、「バス利用に関する契約書」の提出が必要となります。
- ・バスのコースは、その年度ごとに園が設定したバス停での乗車・降車となります。また、乗車・降車のバス停は、同じバス停となります。
- ・1号認定児の日々の送迎は、園バスにより行いますが、月に1回お迎えの日があります。また、行事等、保護者による送迎となる場合もあります。



- ・ 2号認定児の利用については、バス利用に関する契約書と1週間前までに事前利用予約が必要となります。
- ・ 迎えは、8時35分に園を発車します。
送りは、15時00分に園を発車します。

⑦ デイリープログラム

乳児（3号認定児）



時間	内容
7:30	開園 乳幼児合同保育
9:15	へだっこタイム(乳幼児合同活動)
9:30	クラス保育開始 朝の会 おやつ 設定保育
11:00	食事
12:00	午睡
15:00	おやつ 自由あそび
16:30	乳幼児合同保育
18:30	閉園

幼児（1号認定児・2号認定児）

時間	内容
7:30	開園 乳幼児合同保育
8:35	園バスにて迎え(1号認定児・2号認定児のうちのバス利用希望者)
9:00	園バス園着
9:15	へだっこタイム(乳幼児合同活動)
9:30	クラス保育開始 朝の会 設定保育
11:15	食事開始(3歳児)
11:30	〃 (4歳児)
11:45	〃 (5歳児)
12:30	午睡(2号認定の3歳児・2号認定の4歳児：4月～8月)

	合同保育 (1号認定・5歳児・4歳児:9月~3月)
14:30	帰りの会
15:00	園バスにて送り(1号認定児・2号認定児のうちのバス利用希望者) おやつ(2号認定児) 自由遊び(2号認定児)
16:30	乳幼児合同保育
18:30	閉園

